

福知山市入札監視委員会（令和3年度 第1回）議事概要

開催日時及び場所	令和3年7月15日（木） 午後2時00分～午後4時15分 福知山市役所6階 601会議室		
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの</small> 荻野 <small>しんいち</small> 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた</small> 菊田 <small>まなみ</small> 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ</small> 吉田 <small>ちかくに</small> 周邦（公認会計士）		
議 事 概 要	1 報告事項 ・令和3年度業者受付状況等 2 議事 (1) 令和2年度下半期の入札・契約の実施状況について (2) 抽出工事に関する審議について (3) 次回抽出委員の選出 ・菊田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）		
審 議 対 象 期 間	令和2年10月 1日 ～ 令和3年 3月31日		
審 議 対 象 件 数	[工事]	115件	[委託役務業務] 3件
内 訳	公募型指名競争入札	0件	
	条件付一般競争入札	34件	
	指名競争入札	74件	
	随 意 契 約	7件	3件
抽 出 案 件 数		4件	1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問		回 答 等
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	○随意契約を行う際には適用条項を明らかにし、随意契約ガイドラインに則った契約を行うよう心掛けていただきたい。 ○プロポーザル方式を選択するにあたっては、経済性や福知山市の利点を明確にしたうえで実施されたい。		

別紙

「1 報告事項について」

意見・質問	回答等
<p>○令和3年度業者受付状況について、土木一式ではB等級の業者が最も多く、水道施設ではB等級の業者よりもA等級の業者が多くなっているが、工種別の、発注する工事の金額規模と件数のバランスと関係しているのか。</p> <p>○工種別の格付の一覧表の中に建設業に関わる測量コンサル等も入っているか。</p>	<p>発注標準によって、予定価格金額に対応する工種別の等級に属する業者を入札参加業者として決定している。</p> <p>土木一式、建築一式についても当初はA・B・Cの3等級であったがA等級の業者が増加した為A1等級を追加した経過が有る。水道施設でも徐々にA等級の業者が増加してきた結果であり、現在の工事発注のバランスを考えたものではない。</p> <p>測量コンサル等は含まれていない。</p>

「2 議事（1）令和2年度下半期の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回答等
○特になし。	

「3 議事（2）抽出工事に関する審議について」

1 下水工第18号 中部系統第3期管路施設更新工事（その2）…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○落札率が高い理由は何か。</p> <p>○応札者は1者のみだったのか。</p>	<p>今回の工事は、既存の管の内部を補修する、特殊な工法を用いた工事であり、工法が限定されるため、適正な価格を積算されて予定価格に近い金額で落札されたと思われる。</p> <p>この工事を発注する以前に規模の異なる形で2回の条件付一般競争入札を行った。1回目は4者応募があったが応札者が無かった。2回目は規模を縮小し入札したが応札者が無く、今回の入札で1者の応札があったもの。</p> <p>特殊な工事であるため、応札者が少なく、落札率も</p>

<p>○発注工事一覧表の整理番号40番、41番に同様の名称で番号の異なる工事が有るが、関連はあるか。</p> <p>○入札参加資格を持つ業者の中で、この工法を施工できる業者は何者あるのか。</p> <p>○一度目の案件の辞退理由はどういったものだったのか。</p> <p>○工法について、抽出案件については、既存管の中にもう一つ新しい管を作るイメージであり、関連する2件の工事については管を入れ替るものと理解しているが、価格差はどれだけあるのか。</p> <p>○今後についても、同様に特殊な技術が必要となる工事が発注されると思われるが、入札の競争性を確保するため、入札に参加できる業者を市内業者に限定する必要があるのか検討する必要があるのではないか。</p>	<p>高くなった。</p> <p>場所が離れており、工法も異なる。41番の今回抽出案件は内部を補修する特殊な工法であるが40番の工事は管そのものを取替える工事となる。</p> <p>参加資格を持つ業者は18者ある。また、工法については、講習を受けた技術者を元請に限らず配置できるという条件であり、18者すべて参加可能である。</p> <p>4者応募があったうち3者は工期内完成が困難であることが辞退理由。金額が合わないものが1者あった。</p> <p>施工条件により必要な費用が異なるため、一概に工法別の価格差は算出できない。設計時に調査を行い、価格も含めた工法の比較検討を行い最適な方法を選択した。</p> <p>関係する業界団体と調整を行いながら引き続き検討していきたい。</p>
--	--

2 下水工第44号 中部系統第3期 管路施設更新工事（その4）…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○変更金額について、30%近く増額となっているが、変更内容はどのようなものか。</p>	<p>現場で施工前に調査を行った結果、敷地の状況によってマンホール内の汚水飛散防止用の蓋の仕様の変更が必要となったもの、舗装を撤去したところ舗装の厚みが想定より厚かったため処分費が増えたもの、配管経路の検討を行った結果、断水をしない工法が必要となったため施工場所の汚水を別の場所に逃がす必要が生じたこと、マンホールの躯体の一部が老朽化していたため取り換えたもの、工事が増えた</p>

<p>○変更内容について、設計時に予想できなかったのか。</p> <p>○変更理由に日数の増とあるが、これは工期が延びることか。</p> <p>○変更項目の中で最も金額の大きい工事とその金額はいくらか。</p> <p>○不断水の水替工を追加するのは、今後よくある事なのか。</p> <p>○今後は大きな変更が無いよう十分な事前調査を行ってもらいたい。</p> <p>○8者応募があったうち6者の辞退理由は何か。</p> <p>○辞退理由を分析することで、入札方法を検討し、入札条件によっては辞退が減り、競争性をより確保できるようになるのではないか。</p>	<p>ことにより交通誘導員の増員が必要になったものの5つの要因を合わせて461万円増額となった。</p> <p>掘削をして地中の部分を見てわかる部分や、一般の住宅の柵の状況など、現場で施工の調査を行って始めて分ったもので、設計時には予想できなかった。</p> <p>不断水水替え工の日数が増えたもので、工期は変わっていない。</p> <p>不断水工事に係る水替工についての変更が最も変更金額が大きく、直接工事費で約200万円の増額となる。</p> <p>事前に調査は行っているが、車道の地中部分での作業であり、掘削して状況確認をしなければ施工方法が決定できない部分がある。今回は1車線の車道部分に上下水道管やNTT、ガス管など多くの管があり、施工に日数を要した。</p> <p>十分な確認を行う。</p> <p>「工期内完成が困難」が2者「予定価格以下での施工が困難」が2者「人員確保が困難」が1者「工法について、対応できない」が1者となっている。</p> <p>今後、工事の発注時期や入札方法の検討に生かしていきたい。</p>
--	--

3 教公第3号 北陵地域公民館新築工事…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
○最低制限価格未満で応札されているものが7者ある。予定価格が事後公表だったことも原因としてあると思うが、その理由についてどう分析されているか。	年度末からの繰越しとなる工事であり、年度当初は工事の発注が少ないため、受注意欲の高い時期であり、最低制限価格に近い金額を狙って応札された結果と考える。下請業者へのダンピング防止の意味も含めて最低制限価格を設定しており、基準に基づいた形で予定価格、最低制限価格を設定している。
○応札業者の内訳と福知山市の設計金額との差の原因についての分析は行っているか。	応札者には内訳書の提出を求めており、内容の確認を行っている。
○応札額が予定価格に対し、下方に大きく乖離して失格となっている業者がある。札を入れているのは積算能力が十分にあると推察される業者であり、最低制限価格の設定が適切であったのか分析する必要があるのではないか。	積算については、設計担当部署で積算基準に基づいて行われており、何重にもチェックを行っている。また、最低制限価格についても基準に則って決定しているが、今後も検討を続けたい。
○平米単価が32～33万円かかっているが、少し高額なのではないか。	京都府内産木材の使用を推進していることや、浄化槽の設置が必要な地域であることなど、一般的な木造住宅と比較し、高額となる要因と考えられる。 厨房機器、業務用の空調設備についても一般住宅とは異なる点である。

4 都交第84号 三段池公園中央園路舗装改修工事…随意契約

意見・質問	回答等
○受注者と随意契約を締結した理由は何か。	それまでの経過として、規模の異なる形で1度目に条件付き一般競争入札を行ったが、全者最低制限価格未満で失格となった。2度目に規模を縮小し入札を行ったが応札者が1者しか無かったため、応札のあった1者と随意契約を結んだ。 広域避難所に指定されている体育館へのアプローチであり、早急に工事を完成させる必要があるため随意契約とした。

○一般的な工事内容だが、他の業者にも出来ないか確認はしたのか。

○入札を実施し、応札者が1者しか無く随意契約に移行するという事が毎回みられるが、随意契約ガイドラインに則って、どのような根拠で1者と随意契約を締結したのか資料に載せてもらいたい。

根拠については適用条項を記載すればよいのではないか。

○今回の随意契約について、地方自治法施行令、福知山市財務規則のどの条項に当てはまるのか。

○随意契約が選択できる条項の中に、工期について、選択できる文言があるか。

○緊急性について規定されているものはあるか。

○特殊な工事で相手方が特定される時等は、相手方が特定される時、という条項が当てはまるが、本件では該当しないのではないか。むしろ「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」がふさわしいのではないか。

○応札者が無く、1者と随意契約を結ぶことが常態化することを危惧している。
あくまで随意契約は例外的な契約であり、ガイドラインに則った形で実施さ

過去2回の入札を行う中で、工期が短縮され条件が厳しくなっていた。舗装業者が多忙な時期の施工となりそれでも応札の意思を示された1者と随意契約を行った。インターロッキングブロック舗装の施工体制が早期に確保され、短い工期でも施工できる唯一の施工業者であると判断した。

説明資料については、今後指摘いただいたよう根拠を明確に記載する。

今回の随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、例規通達第4第5項(1)により随意契約とし、福知山市事務規則第136条第2項(3)による1者からの見積りとしている。

工期に関して選択できる条文はない。

緊急性については地方自治法施行令167条の2第1項第5号に規定されているが、今回はその条項を適用していない。

条件付競争入札を含む2回の入札を経たうえで、応札者が1者しかなかったため、相手方を1者に特定した。この工期で施工できる業者が1者しかなかったという事で「見積の相手方が特定される」としたものの。

契約を結ぶ際には十分に考慮する。

<p>れるよう注意されたい。</p> <p>○随意契約の根拠について説明資料が欲しい。</p> <p>○次回以降、随意契約の案件については抽出事案説明書に根拠条文を記載してほしい。</p>	<p>説明資料を提出する。</p> <p>記載する。</p>
--	--------------------------------

5 道路河川課、都市・交通課 令和2年度 福知山市街路灯・公園灯 LED 照明化事業業務委託
…公募型プロポーザル方式

意見・質問	回答等
○業務内容は、照明の球替えか、器具の交換なのか。	水銀灯から LED 照明へ器具の交換を行い、その後 10 年間、灯具の修理も含めた維持管理を行う。その中で台帳の整備も行う。
○業務を行う事で費用的なメリットはどれくらいあるか。	現在電気代が年間 2,000 万円かかっているが、灯具が総て LED になれば、電気代が 1/3 程度になると試算している。
○業務委託契約を結ぶ場合と事業を行わない場合との比較は行っているか。	比較は行っているが大きな差は出ていない。ただ、水銀灯については、生産が禁止となったため、取り換える必要がある。その中で一つずつ取り換えると、電気代を含めた維持費が膨らむことになる。一度に更新することでランニングコストを縮減することが出来る。
○費用についての比較表は作成しているか。	作成しているが、今手元にない。
○10 年でどのくらいの差が出るのか。	トータルで金額に差はないが、順次照明が LED に切り替わっている中で、想定より電気代が抑えられている。
○プロポーザルでこの業者を特定された理由を教えて欲しい。	外部有識者を含む委員が採点表に基づいて採点した結果によって特定した。選定理由としては、「本市

<p>○契約金額に含まれているものは機器の設置と、維持管理のみで電気代は含まれていないという理解でよいか。</p> <p>○包括的リース契約とは何をリースするのか。</p> <p>○機器は福知山市の所有とはならないのか。</p> <p>○リース期間中に設備が故障した場合は、修繕等は無償で行われるのか。</p> <p>○設置工事、台帳整理、維持管理を10年間行うに当たって、プロポーザル方式で業者を特定することで、どれだけ有利になるのか示す資料が欲しい。</p> <p>○比較資料を提出してほしい。</p>	<p>の求める要求水準を満たしており、特に地元企業の関与が多く地域経済の活性化につながる提案である。また、機器の選定や対応に優れており、電気会社との連携を組み込んだ提案がなされており、本事業を進めるにあたり、柔軟で適切な対応が図られる提案である。」ことである。</p> <p>お見込みの通り。</p> <p>LED 照明器器具及び付随する部品一式をリースする。</p> <p>10 年のリース契約が終了後所有は市に移管される。</p> <p>無償で交換される。</p> <p>台帳整備等の職員に係る費用についてまでの試算はしていない。金額の差が生じないと申し上げたのは器具の交換を行わなかった場合である。水銀灯は生産禁止となっているので必ず取り換える必要があるが、総てを取り換える場合約 3 億 4,000 万円かかると試算している。その段階でプロポーザル方式が安価になっているが、更にリース契約を行った場合、1 度に交換したものを 10 年で分割して払う事が出来るという利点がある。</p> <p>人件費等総てを網羅したものではないが、試算資料を提出する。</p> <p>プロポーザル案件についても、ガイドラインに則りきちんと説明できる形で進めていく。</p>
---	---